

加茂文化会館指定管理者の公募に
関する質問及び回答 別冊

令和 4 年 8 月

新潟県加茂市教育委員会

表1 回答 No.4、34関係（参考資料P9 3 管理の現状 2 委託料の実績）

委託一覧表（R2実績）

No.	委託業務名		委託業者
1	設備保守管理・清掃業務		環境をサポートする株式会社きらめき
2	庭園維持管理業務		株式会社保内園芸
3	警備業務		セコム上信越株式会社
4	空調設備保守点検		株式会社豊和工業
5	建物等定期調査報告		建設課（消防設備分については有限会社サンワ防災）
6	消防設備保守点検		有限会社サンワ防災
7	ピアノ	スタンウェイ（大ホール）	株式会社わたじん
		ヤマハ（大ホール）	株式会社わたじん
		ヤマハ（小ホール）	株式会社わたじん
		カワイ（リハーサル室）	株式会社河合楽器製作所
8	音響設備保守点検		ヤマハサウンドシステム株式会社
9	照明設備保守点検		東芝ライテック株式会社
10	舞台機構設備保守点検		森平舞台機構株式会社
11	自家用電気工作物保安業務		一般財団法人東北電気保安協会
12	自動ドア保守点検		新潟寺岡オート・ドア株式会社

表2 回答 No.7、36関係（別紙資料 収支計算書）

【収入（歳入）】

（単位：千円）

区 分		H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 1 年度		備 考
	使用料収入	4,920	6,597	4,824		
	自主事業収入	5,611	3,232	3,957		
	その他収入	228	302	183		
収入（歳入）計		10,759	10,131	8,964		

千円未満切り捨て

【支出（歳出）】

(単位：千円)

区 分		H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 1 年度		備 考
人件費	正規職員	17,209	17,460	18,435		
	臨時職員	2,670	2,560	2,687		
	収入（歳入）計	19,879	20,020	21,122		
管理費	報償費	85	90	101		
	旅費交通費			31		
	消耗品費	844	820	883		
	印刷製本費			0		
	光熱水費	11,855	12,037	9,880		
	電気料	8,783	8,795	7,505		
	ガス料	2,743	2,903	2,066		
	水道料	157	162	148		
	下水道料	172	177	161		
	修繕費	926	706	641		
	通信運搬費	157	156	169		
	手数料	337	382	355		
	委託料	10,055				
	保険料	125	151	325		
	施設整備管理保守	12,719	12,666	12,810		
	使用料・賃借料	411	418	421		
	備品費	1,107		87		
	負担金	38	38	38		
	租税公課	0	0			
	その他	64	94	8		
	小計	38,723	27,558	25,749		
事業費	アルバイト等賃金	297	259	599		
	報償費	998	656	554		運営協力謝金・報償品
	旅費交通費	0	0	3		
	消耗品費	45	20	29		
	食糧費	0	0	19		
	印刷製本費	529	472	428		
	看板等筆耕料	83	39	69		
	広告費	282	0	188		
	手数料	295	280	559		照明音響技師等
	委託料	8,418	2,894	3,099		公演料・駐車場警備
	使用料・借上料	136	138	160		バス借上料・著作権料等
	その他	38	109	17		
	小計	11,121	4,867	5,724		
合計		69,723	52,445	52,595		

表3 回答 No.21、24関係（業務仕様書P9 6（4）芸術文化事業の実施等に関する業務（2）芸術文化事業・団体鑑賞事業）

平成30年度

	催し物の内容	入場者数	会場	入場料	支出（千円）
市民鑑賞事業	海上自衛隊舞鶴音楽隊演奏会	1,010	太ホール	無料	386
市民参加事業	第36回 舞踊まつり	370	大ホール	入場料 800円	401
	第40回 市民芸能祭	110	大ホール	無料	63
	第37回 市民カラオケ大会	252	大ホール	入場料 800円	580
	第43回 市民音楽祭	548	大ホール	参加料1,000円	163
	第33回 新春美術展	412	小ホール	無料	90
	第37回 民踊まつり	266	大ホール	入場料 800円	206
団体鑑賞事業	幼稚園・保育園団体鑑賞 ひろみちお兄さん&たにぞうお兄さん ハッピーコンサート	815	大ホール	入場料 1,000円	1,367
	小学校団体鑑賞 演劇鑑賞 下学年：ミュージカル「ピーターパンとウエンディ」 上学年：ミュージカル「宝島」	1,212	大ホール	入場料 1,000円	1,597
	中学校団体鑑賞 文化芸術による 子どもの育成事業 「めばえ寄席」	650	大ホール	無料	14

令和元年度

	催し物の内容	入場者数	会場	入場料	支出（千円）
市民鑑賞事業	宝くじ文化公演 ウィーン少年合唱団コンサート	831	太ホール	一般 3,000円 高校生以下 1,500円	429
	NHK公開番組 のど自慢	964	太ホール	無料	644
市民参加事業	第37回 舞踊まつり	348	大ホール	入場料 800円	461
	第41回 市民芸能祭	100	大ホール	無料	99
	第38回 市民カラオケ大会	182	大ホール	入場料 800円	684
	第44回 市民音楽祭	612	大ホール	参加料1,000円	190
	第34回 新春美術展	928	小ホール	無料	88
	第38回 民踊まつり	中止	大ホール	入場料 800円	50
団体鑑賞事業	幼稚園・保育園団体鑑賞 鈴木翼あそびうたコンサートと ノントアンミュージカル	747	大ホール	入場料 1,000円	1,368
	小学校団体鑑賞 音楽鑑賞 オーケストラがやってくる	1,183	大ホール	入場料 1,000円	1,700
	中学校団体鑑賞 文化芸術による 子どもの育成総合事業 「合唱」	677	大ホール 3	無料	9

令和2年度※令和2年度及び3年度は団体鑑賞事業を行っていません。

催し物の内容		入場者数	会場	入場料	支出（千円）
市民鑑賞事業	東京交響楽団演奏会加茂公演	507	太ホール	一般 3,500円 学生 1,500円	6,418
	佐渡太鼓体験交流館	72	太ホール	一般 1,500円	
	出張！たたこう館in加茂文化会館			学生 500円	0
市民参加事業	第38回 舞踊まつり	346	大ホール	入場料 800円	482
	第42回 市民芸能祭	76	大ホール	無料	100
	第39回 市民カラオケ大会	149	大ホール	入場料 800円	589
	第45回 市民音楽祭	401	大ホール	参加料1,000円	209

令和3年度※令和2年度及び3年度は団体鑑賞事業を行っていません。

催し物の内容		入場者数	会場	入場料	支出（千円）
市民鑑賞事業	松竹大歌舞伎ポスター展in加茂	3,020	加茂市立図書館	無料	0
	加茂アットホームコンサート	94	小ホール	一般 1,000円	406
市民参加事業	こどもアートスタジオ	延べ 67	小ホール	参加料 1,000円	122
	市民文化祭 音楽・邦楽部門	104	産業センター	無料	1,926
	市民文化祭 舞踊・バレエ部門	196	産業センター	無料	
	第34回 新春美術展・いけばな展	656	小ホール	無料	87

表4 回答 No.22関係（参考資料P3 2 利用及び収入実績1施設の利用・収入実績）

利用・収入

平成28年度（決算）

単位：件・千円

施設名	使用件数	使用料a	減免額b	差引使用料a-b
大ホール	88	7,892	5,572	2,320
小ホール	53	2,450	2,044	406
リハーサル室	110	788	495	293
サークル室	36	1,364	1,138	226
楽屋他	22	507	389	118
設備・備品		3,910	2,095	1,815
合計	309	16,911	11,733	5,178

平成29年度（決算）

単位：件・千円

施設名	使用件数	使用料a	減免額b	差引使用料a-b
大ホール	77	7,443	5,264	2,179
小ホール	65	2,582	2,164	418
リハーサル室	114	793	505	288
サークル室	33	1,487	1,255	232
楽屋他	26	548	413	135
設備・備品		3,769	2,100	1,669
合計	315	16,622	11,701	4,921

表5 大・小ホールの年間使用状況（修正版）

30 年度実績

単位：使用日数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
自主 利用 日数	大ホール	0	1	5	1	3	4	7	5	0	0	0	3	29
	小ホール	0	1	0	0	3	3	0	4	0	10	0	0	21
貸館 利用 日数	大ホール	7	10	6	12	4	2	11	10	17	3	4	11	97
	小ホール	6	9	10	13	6	7	8	4	9	2	4	12	90
稼働 日数 (自主 +貸館)	大ホール	7	11	11	13	7	6	18	15	17	3	4	14	126
	小ホール	6	10	10	13	9	10	8	8	9	12	4	12	111

元年度実績

単位：使用日数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
自主 利用 日数	大ホール	0	0	3	2	3	3	5	9	0	0	0	0	25
	小ホール	0	0	0	0	3	3	0	6	0	10	0	0	22
貸館 利用 日数	大ホール	5	12	9	13	4	7	12	6	8	4	4	0	84
	小ホール	7	12	13	10	4	10	10	3	8	6	3	1	87
稼働 日数 (自主 +貸館)	大ホール	5	12	12	15	7	10	17	15	8	4	4	0	109
	小ホール	7	12	13	10	7	13	10	9	8	16	3	1	109

2年度実績

単位：使用日数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
自主 利用 日数	大ホール	0	0	0	0	0	6	6	2	3	0	3	0	20
	小ホール	0	0	0	0	0	3	2	1	3	0	3	0	12
貸館 利用 日数	大ホール	1	0	0	0	2	0	4	3	9	1	5	7	32
	小ホール	3	0	2	6	2	3	13	7	7	1	4	14	62
稼働 日数 (自主 +貸館)	大ホール	1	0	0	0	2	6	10	5	12	1	8	7	52
	小ホール	3	0	2	6	2	6	15	8	10	1	7	14	74

3 年度実績

単位：使用日数

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
自主 利用 日数	大 ホール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 ホール	0	0	1	2	1	0	0	3	0	10	0	1	18
貸館 利用 日数	大 ホール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 ホール	8	22	24	25	25	26	27	21	2	0	24	25	229
稼働 日数 (自主 +貸館)	大 ホール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 ホール	8	22	25	27	26	26	27	24	2	10	24	26	247

表 6 自主事業別大ホール・小ホール利用日数及び外注技術者数

平成 30 年度

催し物の内容		大ホール	小ホール	音響技術者	照明技術者
市民鑑賞	海上自衛隊舞鶴音楽隊演奏会	1 日	1 日		
市民参加	第 36 回 舞踊まつり	3 日	3 日		2 名×2 日
	第 40 回 市民芸能祭	4 日	3 日		
	第 37 回 市民カラオケ大会	4 日	0 日	1 名×2 日	1 名×3 日
	第 43 回 市民音楽祭	8 日	4 日		1 名×1 日
	第 33 回 新春美術展	0 日	10 日		
	第 37 回 民踊まつり	3 日	0 日		1 名×1 日
団体鑑賞	小学校団体鑑賞	3 日	0 日		
	幼稚園・保育園団体鑑賞	2 日	0 日		
	中学校団体鑑賞	1 日	0 日		
合 計		29 日	21 日	2 名	9 名

令和元年度

催し物の内容		大ホール	小ホール	音響技術者	照明技術者
市民鑑賞	宝くじ文化公演 ウィーン少年合唱団コンサート	1 日	0 日		
	NHK 公開番組 のど自慢	4 日	4 日		
市民参加	第 37 回 舞踊まつり	3 日	3 日	1 名×2 日	2 名×2 日
	第 41 回 市民芸能祭	3 日	3 日	1 名×1 日	
	第 38 回 市民カラオケ大会	3 日	0 日	2 名×2 日	2 名×2 日
	第 44 回 市民音楽祭	5 日	2 日	1 名×1 日	1 名×1 日
	第 34 回 新春美術展	0 日	10 日		
団体鑑賞	幼稚園・保育園団体鑑賞	2 日	0 日		
	小学校団体鑑賞 音楽鑑賞	2 日	0 日		
	中学校団体鑑賞	2 日	0 日		
合 計		25 日	22 日	8 名	9 名

【参考】職員一名減

令和 2 年度

催し物の内容		大ホール	小ホール	音響技術者	照明技術者
市民鑑賞	東京交響楽団演奏会加茂公演	3 日	3 日		
	佐渡太鼓体験交流館 出張！たたこう館 in 加茂文化 会館	1 日	0 日		
市民参加	第 38 回舞踊まつり	3 日	3 日	1 名×2 日	1 名×2 日
	第 39 回市民カラオケ大会	3 日	0 日	2 名×2 日	2 名×2 日
	第 42 回市民芸能祭	3 日	3 日	1 名×1 日	
	第 45 回市民音楽祭	7 日	3 日	1 名×1 日	1 名×1 日
合 計		20 日	12 日	8 名	7 名

令和3年度実績

催し物の内容		大ホール	小ホール	音響技術者	照明技術者
市民鑑賞	松竹大歌舞伎ポスター展 in 加茂	0 日	0 日		
	加茂アットホームコンサート	0 日	3 日		
市民参加	こどもアートスタジオ	0 日	4 日		
	市民文化祭 音楽・邦楽部門	0 日	1 日	音響照明進行仮設舞台設置含めのべ14名	
	市民文化祭 舞踊・バレエ部門	0 日	0 日		
	第35回新春美術展・いけばな展	0 日	10 日		
合 計		0 日	18 日		

表7 回答 No.28関係（参考資料P4 2 利用及び収入実績2自主事業の利用・収入実績）

（1）自主事業の状況

平成28年度実績

催し物の内容		入場者数	会場	入場料
市民鑑賞事業	NHK公開番組 のど自慢	980	大ホール	無料
	宝くじ文化公演	1,071	大ホール	一般 3,000円
	ウィーン少年合唱団コンサート			高校生以下 1,500円
市民参加事業	合唱講習会	75	大ホール	無料
	第34回 舞踊まつり	440	大ホール	入場料 800円
	台38回 市民芸能祭	124	大ホール	無料
	第35回 市民カラオケ大会	344	大ホール	入場料 800円
	第41回 市民音楽祭	492	大ホール	参加料 1,000円
	第31回 新春美術展	571	小ホール	無料
	第35回 民踊まつり	307	大ホール	入場料 800円
団体鑑賞事業	幼稚園・保育園団体鑑賞 ぬいぐるみミュージカル 「ちびくろさんぼ」	736	大ホール	入場料 1,000円
	小学校団体鑑賞 音楽鑑賞 東京ミュージックグランドオーケストラ 下学年、上学年：「オーケストラであそぼ！」	1,223	大ホール	入場料 1,000円
	中学校団体鑑賞 文化芸術による 子どもの育成事業 「人形浄瑠璃」	735	大ホール	無料
	合計	7,098		

平成29年度実績

催し物の内容		入場者数	会場	入場料	
市民鑑賞事業	第九合唱演奏会	765	大ホール	一般	3,000円
				学生	2,000円
市民参加事業	第35回 舞踊まつり	427	大ホール	入場料	800円
	台39回 市民芸能祭	107	大ホール	無料	
	第36回 市民カラオケ大会	283	大ホール	入場料	800円
	第42回 市民音楽祭	557	大ホール	参加料	1,000円
	第32回 新春美術展	427	小ホール	無料	
	第36回 民踊まつり	273	大ホール	入場料	800円
団体鑑賞事業	幼稚園・保育園団体鑑賞 活劇キャラクターショー 「忍たま乱太郎」	805	大ホール	入場料	1,000円
	小学校団体鑑賞 演劇鑑賞 下学年：ミュージカル「オズの魔法使い」 上学年：ミュージカル「チョコレート戦争」	1,218	大ホール	入場料	1,000円
	中学校団体鑑賞 文化芸術による 子どもの育成事業 「邦楽」	683	大ホール	無料	
	合計	5,545			

2) 自主事業の収支計

	支 出	収 入	差 引	入場者数	備 考
28年度 合計	5,662	4,860	△ 802	7,098	
29年度 合計	11,121	5,611	△ 5,510	5,545	
30年度 合計	4,867	3,204	△ 1,663	5,645	

表 8 委託料の実績（自主事業にかかる公演委託料を除く） 質問No.34 関連

【留意点】・本追加資料では委託料として支出した項目のみお示しします。

委託金額一覧表

単位：千円

No.	委託業務名	H29	H30	R1
1	設備保守管理・清掃業務	7,116	7,116	7,182
2	庭園維持管理業務	981	981	991
3	警備業務	906	906	914
4	空調設備保守点検	142	142	142
5	消防設備保守点検	739	702	709
6	音響設備保守点検	625	625	632
7	照明設備保守点検	508	508	512
8	舞台機構設備保守点検	998	998	1,007
9	自家用電気工作物保安業務	467	467	471
10	自動ドア保守点検	221	221	223
11	駐車場除雪業務	16	0	0
	合計	12,719	12,666	12,783

○加茂文化会館条例施行規則

昭和56年12月28日教育委員会規則第7号

改正

昭和58年3月30日教委規則第3号

昭和59年3月30日教委規則第3号

昭和63年9月13日教委規則第11号

平成元年11月29日教委規則第6号

平成2年5月18日教委規則第8号

平成3年7月20日教委規則第5号

平成5年12月13日教委規則第3号

平成9年3月7日教委規則第2号

平成21年1月15日教委規則第4号

平成24年2月1日教委規則第1号

加茂文化会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加茂文化会館条例(昭和56年条例第27号。以下「条例」という。)
第15条の規定に基づき、加茂文化会館(以下「会館」という。)の管理運営に関し必要
な事項を定めるものとする。

(館長及び次長)

第2条 会館に館長及び次長を置く。ただし、都合により次長を置かないことができる。

2 館長及び次長は、職員の中からこれを命ずる。

3 館長は、上司の命を受け、会館の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。

4 次長は、館長を補佐し館長不在のときその職務を代行する。

(参事・副参事)

第3条 会館に必要があるときは、参事及び副参事を置くことができる。

2 参事及び副参事は、上司の命を受けてその命に係る事務を処理する。

(係の設置)

第4条 会館に、管理係、業務係を置く。

(係長、主任及び主査)

第5条 係に係長を置き、職員の中から館長の意見を聞いてこれを命ずる。

2 係長は、館長の指揮を受け分掌事務を処理する。

3 係に必要があるときは、主任及び主査を置くことができる。

4 主任及び主査は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

(担当事務)

第6条 職員の担当事務は、上司の承認を受けて館長がこれを定める。

2 職員は担当事務に従事するほか、繁閑に応じて館長の命により相互臨時にその事務に
従事しなければならない。

(分掌事務)

第7条 各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

管理係

- (1) 会館及び施設等の使用許可等に関すること。
- (2) 会館の管理、保全に関すること。
- (3) 加茂文化会館運営審議会に関すること。
- (4) 文書等の収発に関すること。
- (5) 公印の保管に関すること。
- (6) その他館内庶務に関すること。

業務係

- (1) 事業の企画、実施及び調整に関すること。
- (2) 舞台、照明、音響設備に関すること。
- (3) 電気、機械設備等に関すること。
- (4) 会館使用者の指導に関すること。
- (5) 芸術文化団体等との連絡調整に関すること。
- (6) その他業務に関すること。

(館長の専決事項)

第8条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし重要又は異例と認められる事項については、教育長の決裁を受けなければならない。

- (1) 会館の使用許可、不許可及び取消し等に関すること。
- (2) 入館の制限等に関すること。
- (3) 開館時間の変更に関すること。
- (4) 自主事業の実施に関すること。
- (5) 文書収発に関すること。
- (6) 加茂市教育委員会事務局処務規程（昭和63年教育委員会訓令第1号。以下「処務規程」という。）別表中の課長共通専決事項
- (7) その他前各号に準ずること。

(教育長の専決事項の代決)

第9条 教育長が不在のときは、館長がこれを代決する。

(館長の専決事項の代決)

第10条 館長の専決事項で館長が不在のときは、次長がこれを代決する。

2 館長及び次長がともに不在のときは、主務係長がこれを代決する。

(開館時間)

第11条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時（夜間の使用のないときは午後5時）までとする。ただし、加茂市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 展示室の開館時間は特別の場合を除き午前9時から午後5時までとする。

(休館日)

第12条 会館の休館日は次のとおりとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更し又は臨時に休館することができる。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す

る休日の場合は、翌日とする。)

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで。

(使用の許可)

第13条 条例第5条第1項の規定に基づく許可申請は、別記第1号様式による会館使用許可・使用料減免申請書を、次に定める日までに委員会に提出するものとする。ただし、委員会が認めるものについてはこの期日によらないことができる。

(1) 大ホール、リハーサル室、浴室及び楽屋については、使用日の6ヶ月前から7日前まで。

(2) 小ホール、サークル室、展示室及び市民広場については、使用日の3ヶ月前から7日前まで。

(3) 設備、備品については前各号に準ずる日

2 委員会は前項の規定に基づく申請を適当と認めたときは、別記第2号様式による会館使用許可書・使用料減免(却下)決定通知書を交付するものとする。

(使用許可の変更・取消し)

第14条 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用許可書に記載された事項を変更し、又は会館の使用を取消ししようとするときは、別記第3号様式による会館使用許可変更・取消願に使用許可書を添えて委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 委員会は前項の規定により変更又は取消しを許可したときは、別記第4号様式による会館使用変更・取消許可書を交付するものとする。

(附属設備の使用料)

第15条 条例第7条第2項の附属設備等の使用料は、別表第1のとおりとする。

(使用料の減免)

第16条 条例第8条の使用料を減免することができる場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市が主催して行う事業に使用するとき 全額

(2) 会館が行う事業に使用するとき 全額

(3) 委員会が認定し登録された市内の社会教育関係団体が、本来の目的を達成する活動のために使用するとき 5割

(4) その他、委員会が公益上特に必要と認めるときは、審査の上減免額を決定するものとする。

2 前項第3号の減免は、条例第7条第1項で規定する別表第1及び第2について適用するものとする。

3 第1項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記第1号様式による会館使用許可・使用料減免申請書を委員会に提出しなければならない。ただし、第1項第1号及び第2号に該当する場合はこの限りでない。

4 委員会は前項の申請に基づき、減免又は却下を決定したときは別記第2号様式による会館使用許可書・使用料減免(却下)決定通知書により通知するものとする。

(使用料の還付)

第17条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 使用者の責によらない理由により使用できないとき 全額

(2) 第14条の使用許可取消しを次に掲げる日までに委員会に提出し、許可を受けたとき 使用料の7割

ア ホールにあつては使用日前30日まで。

イ リハーサル室、サークル室、浴室、楽屋、展示室及び市民広場にあつては使用日前3日まで。

ウ 設備、備品にあつてはア、イに準ずる日

2 前項第2号の規定により使用料の還付を受けようとする者は、別記第5号様式による会館使用料還付申請書に使用取消許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

3 委員会は前2項の規定に基づき還付を決定したときは、別記第6号様式による会館使用料還付決定通知書により通知するものとする。

(使用者等の遵守事項)

第18条 使用者及び入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、委員会の許可を受けたときはこの限りでない。

(1) 定員を超える人員を収容しないこと。

(2) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。

(3) 物品の販売、陳列、又は広告類の掲示若しくは配布する行為をしないこと。

(4) 指定された場所以外のところで飲食をしないこと。

(5) その他会館使用上の注意事項を守ること。

(入館の制限)

第19条 館長は、次の各号の一に該当する者に対して入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携行している者

(3) その他会館の管理上支障があると認められる者

(行為の禁止)

第20条 会館の構内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 構内を損傷し、又は汚損すること。

(2) はり紙若しくは立札をし、又は広告すること。

(3) みだりに火気を取扱い、又は危険のおそれがあると認められる行為をすること。

(4) 指定された場所以外のところに自動車等を乗り入れ、又は止め置くこと。

(5) 物品の販売、陳列、又はチラシ等の配布をすること。

(6) その他構内の管理上支障があると認められること。

(使用後の点検)

第21条 使用者は会館の使用が終ったときは、直ちに館長の点検を受けなければならない。

(業務報告)

第22条 館長は、毎年5月末日までに前年度の事業実績を、委員会及び加茂文化会館運営審議会に報告しなければならない。

(指定管理者による管理)

第23条 委員会が条例第12条第1項の規定により会館の管理業務を指定管理者に行わせる場合にあっては、第13条、第14条、第17条及び第18条までの規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 委員会が条例第12条第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、第19条及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「館長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 委員会が条例第12条第1項の規定により会館の管理業務を指定管理者に行わせる場合にあっては、第2条から第10条及び第16条の規定は適用しない。

4 第11条及び第12条の「委員会が必要と認めるときは、」とあるのは、「指定管理者が必要と認めるときは、委員会の承認を得て」と読み替えるものとする。

(利用料金の減免)

第24条 条例第13条第5項の利用料金を減免できる事由及びその額は別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記第1号様式による会館使用許可・利用料減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、別表第2番号1及び2に該当する場合はこの限りでない。

3 指定管理者は前項の規定に基づき、減免又は却下を決定したときは別記第2号様式による会館使用許可書・利用料金減免（却下）決定通知書により通知するものとする。

(事務処理等)

第25条 会館における事務処理、服務、勤務条件等については、処務規程を準用する。

附 則

この規則は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月30日教委規則第3号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月30日教委規則第3号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月13日教委規則第11号）

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則（平成元年11月29日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年5月18日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年7月20日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成5年12月13日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 7 日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 15 日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 1 日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 月 日教委規則第 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 11 条（開館時間）、第 12 条（休館日）、第 15 条（附属設備の使用料）及び条例別表第 1 の使用時間については令和 5 年 4 月 1 日から適用し、同日前の開館時間、休館日、附属設備の使用料及び使用時間については、なお従前の例による。

別表第 1（第 15 条関係）

区分	設備・備品名	単位		使用料（円）	備考
舞 台 設備	所作台	1 枚	1 回	2 0 0	
	花道用所作台	1 式	1 回	1, 5 0 0	
	平台（180×180）	1 枚	1 回	2 0 0	足付
	平台（120×180）	1 枚	1 回	1 0 0	足付
	平台（90×180）	1 枚	1 回	1 0 0	足付
	松羽目	1 式	1 回	1, 0 0 0	
	竹羽目	1 式	1 回	1, 0 0 0	
	金屏風	1 双	1 回	5 0 0	
	鳥屋囲	1 式	1 回	5 0 0	
	演壇	1 式	1 回	5 0 0	
	指揮者台	1 台	1 回	2 0 0	譜面台付

	譜面台	1 台	1 回	1 0 0	
	めくり台	1 台	1 回	1 0 0	
	地絋	1 枚	1 回	1, 0 0 0	
	沙幕	1 枚	1 回	5 0 0	
	緋毛せん	1 枚	1 回	3 0 0	
	長座布団	1 枚	1 回	1 0 0	
	上敷ござ	1 枚	1 回	1 0 0	
	人形立	1 台	1 回	1 0 0	
	小迫り	1 式	1 回	8 0 0	
	音響反射板	1 式	1 回	3, 0 0 0	
	吊物バトン	1 掛	1 回	2 5 0	
	展示パネル	1 枚	1 回	1 0 0	
	映写スクリーン	1 式	1 回	1, 0 0 0	
	譜面台用ライト	1 台	1 回	1 0 0	
照 明 設備	第 1 ボーダーライト	1 列	1 回	5 0 0	
	第 2 ボーダーライト	1 列	1 回	5 0 0	
	第 3 ボーダーライト	1 列	1 回	5 0 0	
	第 1 サスペンションライト	1 列	1 回	1, 0 0 0	
	第 2 サスペンションライト	1 列	1 回	1, 0 0 0	
	第 3 サスペンションライト	1 列	1 回	1, 0 0 0	
	プロセニウムサスペンションライト	1 列	1 回	1, 0 0 0	
	アツパーホリゾントライト	1 列	1 回	1, 0 0 0	

ローアーホリゾンライト	1 列	1 回	1, 0 0 0	
シーリングライト	1 列	1 回	8 0 0	
フロントサイドスポットライト	1 列	1 回	8 0 0	
フットライト	1 列	1 回	5 0 0	
花道フットライト	1 列	1 回	2 0 0	
ピンスポットライト	1 台	1 回	1, 2 0 0	
エリスポットライト	1 台	1 回	3 0 0	
スポットライト (0. 5 k w)	1 台	1 回	1 0 0	
スポットライト (1 k w)	1 台	1 回	2 0 0	
スポットライト (2 k w)	1 台	1 回	5 0 0	
ストリップライト	1 台	1 回	2 0 0	
スタンド	1 台	1 回	1 0 0	
ハイスタンド	1 台	1 回	2 0 0	
エフエクトスポットライト	1 台	1 回	5 0 0	
エフエクトマシン	1 台	1 回	5 0 0	
オーバーヘッドプロジェクター	1 台	1 回	1, 4 0 0	
スライドキャリア	1 台	1 回	1 0 0	
先玉	1 個	1 回	1 0 0	
種板	1 枚	1 回	1 0 0	

	ミラーボール	1 台	1 回	3 0 0	
	ストロボ	1 台	1 回	1, 2 0 0	
	ブラックライト	1 台	1 回	3 0 0	
	トーマンタルタワーライト	1 列	1 回	8 0 0	
	カラーフィルター			実費	
音 響 設備	拡声装置	1 式	1 回	3, 0 0 0	アナウン スマイク 1 本付
	マイクロホンダイナミック	1 本	1 回	5 0 0	
	マイクロホンコンデンサー	1 本	1 回	7 0 0	
	エレベーターマイクロホン 装置	1 式	1 回	1, 0 0 0	マイク別
	三点吊マイクロホン装置	1 式	1 回	2 0 0	マイク別
	ワイヤレスマイクロホン送 受信装置	1 チ ヤ ン ネル	1 回	1, 0 0 0	
	マイクロホンスタンド	1 台	1 回	2 0 0	
	ステージスピーカー	1 台	1 回	1, 5 0 0	
	足もと用はね返しスピーカ ー	1 台	1 回	5 0 0	
	再生・録音機器	1 台	1 回	7 0 0	
	特殊機器	1 台	1 回	7 0 0	
	エコーマシン	1 台	1 回	1, 0 0 0	
	補助ミキサー	1 台	1 回	1, 0 0 0	
	小ホール 拡声装置	1 式	1 回	1, 0 0 0	アナウン スマイク

					1 本付
	ポータブル拡声装置	1 式	1 回	5 0 0	
	電池代・テープ代			実費	
楽 器	ピアノ スタンウェイ	1 台	1 回	1 0, 0 0 0	調 律 実 費 別
	ピアノ ヤマハ C F	1 台	1 回	4, 0 0 0	調 律 実 費 別
	エレクトーン	1 台	1 回	1, 0 0 0	
	大太鼓	1 台	1 回	5 0 0	
映 写 設 備	プロジェクター	1 台	1 回	1, 0 0 0	
	可搬式スクリーン	1 台	1 回	2 0 0	
そ の 他	持込電気機器	1 k w に 付	1 回	2 5 0	
	テレビ中継録画	1 式	1 回	5, 0 0 0	
	ラジオ中継録音	1 式	1 回	3, 0 0 0	
	屋外電源	1 口	1 回	5 0 0	

(注)

1 表中「1回」とは、午前9時から正午まで、午後1時から同5時まで、午後6時から同10時までを各1回とする。

2 「全日」の場合は3回とする。

別表第2（第24条関係）

番 号	使 用 区 分	減 免 率		説 明
		施設（条例 別表第1 （条例第 7条関係）	設備（別表 第1（第1 5条関係）	

1	市	全額	全額	
2	指定管理者	全額	全額	指定管理業務で使用する とき
3	委員会が認定し登録された市内の 社会教育関係団体	5割	なし	本来の目的を 達成するた めに使用す るとき
4	学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める学校、幼稚園	全額	なし	児童生徒等の 教育活動で 使用する とき。た だし部活動（音 楽、演劇、舞踊 等）で大ホール を使用する場 合は5割の減 額とする。
5	児童福祉法（昭和22年法律第164号）で定める保育所	全額	なし	幼児の保育活 動で使用する とき。
6	認定こども園法（平成18年法律第77号）で定める認定こども園	全額	なし	幼児の教育・保 育活動で使 用するとき。
7	公共的団体が社会福祉を目的に使用	3割	なし	住民の福祉を 増進ために使 用するとき。
8	その他指定管理者が公益上特に必要と認め、委員会の承認を得たとき	審査の上 決定	審査の上 決定	審査の上決定

備考

4、5及び6について、市外の団体の施設の減免率は5割とする。

※ 別記様式は省略します。